

本県の子どもに関する現行計画の状況

計画名 (計画年限)	法令上の根拠	審議体
みやぎ子ども・子育て幸福計画 (R2~6)	次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」	宮城県次世代育成支援対策地域協議会 及び 宮城県子ども・子育て会議
	子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」	
	みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく「子ども・子育てに関する基本的な計画」	
宮城県子どもの貧困対策計画 (R3~7)	子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」	(計画懇話会) ※策定時のみ
第IV期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画 (R2~6)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」	
みやぎ子ども・若者育成支援計画 (R3~7)	子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」 青少年健全育成条例に基づく「青少年の健全な育成に関する基本計画」	

統合・一体化

別計画として新計画に位置付け

宮城県子ども計画（仮称）の策定（案）

計画名 (計画年限)	法令上の根拠	審議体
宮城県子ども計画（仮称） (R7~11)	子ども基本法に基づく「都道府県子ども計画」	宮城県次世代育成支援対策地域協議会
	次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」	
	子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」	
	みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく「子ども・子育てに関する基本的な計画」	及び 宮城県子ども・子育て会議
	子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」	
みやぎ子ども・若者育成支援計画 (R3~7)	子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」	宮城県青少年問題協議会
	青少年健全育成条例に基づく「青少年の健全な育成に関する基本計画」	

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の期間満了に合わせ、既存の計画と一体的に「県子ども計画」として策定することで、これまで以上に総合的かつ一体的に施策の推進を図る

「宮城県子ども計画（仮称）」の基本理念等の体系図（案） ※抜粋

基本理念

誰もが安心して子どもを産み育て、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりを目指す。

基本理念達成に向けた視点

1. すべての子ども・若者の幸せの視点

2. すべての子育て当事者への応援の視点

3. 子どもや若者、子育て当事者とともに進める視点

4. 仕事と生活の調和実現の視点

5. 地域全体での子ども・子育て応援の視点

6. 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点

7. 東日本大震災の影響を受けた子ども・子育て当事者への心のケアの視点